

武雄ん絵音つくるっ隊 規約

第1条（名称）

本会の名称は 武雄ん絵音つくるっ隊（たけおんえおんつくるったい）とする

第2条（目的）

1. 武雄の文化・伝統・歴史・人物・自然などをもとにしたオリジナルの物語を製作し、『絵や映像、生演奏と朗読によるライブ』（以下『絵音ライブ』）を上演し、地域住民とともに楽しみながら学ぶ
2. 『絵音ライブ』によって、故郷への想いと誇りを再認識することで、次世代への文化伝承の意欲が高まり、地域文化の活性化、さらには地域振興へとつなげる

第3条（活動）

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 月一回定例会
2. 絵音製作活動（年間1作程度）
3. 絵音ライブ（年間3回程度）
4. 絵音ライブに関連する商品の製作
5. 各種団体との連携

第4条（会員）

会員は本会の目的に賛同し、且つ代表が承認した者とする

第5条（役員、係）

- ・ 代表1名（事務局）
- ・ 副代表1名
- ・ 会計1名
- ・ 広報1名

第6条（任期）

役員を選出は総会において行い、任期は一年とする。ただし再任は妨げない

第7条（会議）

1. 会議は毎月一回の定例会及び製作会議、役員会とする
2. 会員は必要に応じて担当毎の打ち合わせまたは共同作業のための製作会議を呼びかけ開催することができる
3. 役員は必要に応じて役員会を開催する

第8条（会計）

本会の会計年度は7月1日から6月30日までとする

第9条（総会）

総会は代表が年一回招集し、以下の事項について審議することができる

1. 事業計画及び決算、活動報告
2. 役員の変更
3. 規約の改正
4. 解散
5. その他必要と認められた事項

第10条（総会の成立・議決）

総会は会員の半数以上の出席をもって成立し、総会の議決は出席者の3分の2以上の賛成をもって成立するものとする

第11条（退会）

代表への退会届の提出をもって退会とする

会員の退会は何人も是をさまたげない

第12条（規約の改正）

規約の改正は、総会において、出席者の過半数の賛成によって可否される

第13条（解散）

本会の解散について、総会において3分の2以上の決議を得なければならない
本会の解散にともなう残余財産の精算については、総会の議決による

第14条（所在）

本会の所在地を下記のとおりとする

武雄市武雄町大字武雄7373番地

第15条（設立日）

本会の設立日は平成23年7月31日とする

本規約は平成23年8月1日より適用する